

十一 利率
 十二 経過利率
 の払込み

年二・三パーセント
 日本郵政公社は、払込金額
 に加え、次の算式により算出し
 た金額を第十八号に規定する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利子

平成十八年十二月二十日を払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎を六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

償還金額
 償還金額
 元利支額
 払込期日

平成十八年七月三十一日